

2020年4月8日

適用事業所代表者 様
加入者 様

全国労働金庫健康保険組合
常務理事 池尻野 喜昭
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止等に係る緊急事態宣言への対応

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「緊急事態宣言」が国から発令されました。当健保組合においては、「緊急事態宣言」を受け、健康保険事業を担う公法人として重要な立場にあることを自覚のうえ、当面、事業持続のため下記のとおり対応していくことをご連絡いたします。

つきましては、被保険者等加入者及び適用事業所をはじめとする関係機関に対しましては、少なからず、影響が生じることも想定されます。皆様とこの難局を乗り越えていくため、何卒、ご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

記

1. 体制整備

4月8日から、できる限り事業を継続させていくため、職員の新型コロナウイルス感染に備えて、在宅勤務を活用したスプリット勤務体制とします。

* 事務所で従事する職員が制限されるため、電話対応等に一部支障が出ることも想定されます。

2. 優先業務

加入者の医療機関への適時・適切な受診及び被保険者の労務不能時における所得補償機能を最重要業務と位置づけ、次の業務を最優先業務として対応していきます。

(1) 被保険者の資格取得／被扶養者の資格認定業務（被保険者証の発行）

* 被保険者証については、順次処理のうえ、発行してまいります。お手元に届く前に医療機関を受診される時は、一旦全額を立て替えていただき、後日、「療養費支給申請書」をもって健保組合宛て申請してください。なお、「療養費支給申請書」及び記入方法、添付書類については、ホームページでご確認ください。

(2) 傷病手当金等保険給付業務

以 上